

令和7年度北区防犯機器等購入 緊急補助事業(個人宅向け)

令和7年度から、個人宅が「侵入犯罪対策」として設置する「**防犯機器**」の**購入費用の補助**が始まりました。**令和7年4月1日以降**に購入した防犯機器が対象となります。

※申請書は**HPでのDL**のほか、区民事務所、地域振興室に準備しております。

対象

北区の住民基本台帳に登録されている世帯の世帯主
またはこれに準ずる方で、かつ、現に北区に居住している方
※**一世帯一回限りの申請**となります。なお、**居住期間の制限はございません。**

補助率

都区補助 4分の3
個人負担 4分の1

補助 上限額

3万円

※補助金額が上限額
以下の場合でも
自己負担は発生
します。

申請期間

令和7年7月1日～令和8年2月27日

※申請額が予算の上限に達した場合は、年度途中でも
受付を終了します。

対象品目

補助対象品目

- 1.防犯カメラ
- 2.モニター付きドアホン
- 3.防犯窓フィルム ※CPマーク付きのものに限る
- 4.人感センサーライト
- 5.錠前（既存錠からの交換及び新しい錠前の増設）
- 6.防犯ガラス（既存ガラスからの交換）
- 7.面格子
- 8.ドアスコープ用カメラ



申請方法や必要書類の
詳細は二次元バーコード
(北区ホームページ)
よりご確認ください



<問い合わせ先>

北区防犯機器等購入補助事業
コールセンター

050-3500-8408

受付時間：午前9～午後5時

(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

北区 個人住宅 防犯カメラ 補助金

検索

担当：北区生活安全担当課

申請方法

以下のいずれかの方法で、下記申込先までお申込みください。

(1) 郵送

(2) 電子申請(右の二次元コードから)

<申請先住所>

〒330-9799 さいたま新都心郵便局

私書箱150号 広済堂ネクスト

北区防犯機器等購入補助事業 事務局 宛

【必要書類】

(1) 申請書兼請求書(第1号様式)

(2) 本人確認書類の写し(住所・氏名・生年月日等の記載がはっきり
確認できる公的機関が発行したもの)

(3) 領収書等の写し《※原本を提出された場合は返却不可》

(4) 通帳、キャッシュカード、Web通帳の写し等

(5) 防犯対策物品設置後の写真

(6) 同意書 ※対象物件が共同住宅の場合(賃貸を含む)のみ必要

<申請フォーム>



※書類に不備不足があった際は一度すべてお返ししますので、再度改めてご申請ください。

留意事項

●戸建て・共同住宅(賃貸を含む)ともに申請可能です。

※ 共同住宅の場合、設置にあたり、所有者または管理者等の同意が必要です。

※ 管理者、管理組合など居住者以外の方からの申請はできません。

※ 店舗や事務所としてのみ使用している物件は対象外です。

●複数品目の同時申請が可能です。

※ 領収書等の宛名は申請者名義のものに限ります。

●振込先口座の名義は、申請者と同一にしてください。

●設置に伴う工事費等も対象となります。

※ 専門業者に依頼したものに限りです。

※ 撤去費、処分費、諸経費(手数料・送料等)などは対象外となります。

●防犯カメラを設置する場合は、プライバシー保護に配慮し、撮影範囲に

他人の住宅等が映り込む場合には、住宅等の居住者、所有者、管理者等に
事前に説明を行い、同意を得てください。

●その他、「よくあるお問い合わせ」をホームページに掲載しております。
ご確認ください。